

## 軽度者（要支援１・２、要介護１）の電動車いす及び電動３・４輪車を導入する際の手順について（沖縄市）

1	ケアマネジャーは、「軽度者の電動車いす及び電動３・４輪車貸与のチェック表（沖縄市版）」別紙参照に沿ってアセスメントを行う。
2	ケアプランのアセスメント、課題分析の部分へ利用者の移動・日常生活の状況や同居家族の支援、福祉用具の必要性や目的を記載しサービスの原案を作成する。
3	サービス担当者会議にて、「軽度者の電動車いす及び電動３・４輪車貸与のチェック表（沖縄市版）」に沿って、すべての項目について意見を確認する。 主治医の所見を踏まえ、自立支援の観点から福祉用具の必要性を協議すること。
4	サービス担当者会議録へ各担当者の意見を記載し、ケアプランに位置付ける。
5	理由書及び添付書類一式を給付係へ提出
6	サービス開始
7	継続の必要性の確認、評価の時期

**留意事項** 安全性や必要性について、各事業所としっかり確認をお願いします。

「軽度者の電動車いす及び電動３・４輪車貸与のチェック表（沖縄市版）」は、給付係へ理由書提出時の添付書類となっています。

福祉用具例外給付に関する理由書の提出については、フローチャートをご参考ください。  
☆必要に応じて実施調査を行う場合もあります。ご協力お願いいたします。